

## 浜松市電気自動車急速充電設備使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車充電設備（充電器及び充電のための駐車スペースほか、充電に係る設備一式を含む。以下「充電設備」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所)

第2条 充電設備の設置場所は、次のとおりとする。

天竜区役所

### (使用時間等)

第3条 使用できる充電設備及び使用時間は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合は、充電設備の使用時間等を変更し、又は使用を制限することができる。

### (料金)

第4条 充電料金は、実費相当分を徴収するものとし、その額は、1回当たり最大使用時間30分に対し、500円(このうち消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。))相当分は、37円とする。)とする。

2 消費税等の税率の変更があった場合は、463円に消費税等を加算し、その金額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

### (料金の還付)

第5条 既納の料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全額を還付することができる。

### (遵守事項)

第6条 充電設備の利用者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場として使用しないこと。
- (2) 充電完了後に、充電のための駐車スペースに駐車し続けられないこと。
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがある行為をしないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に反する行為をしないこと。

### (急速充電器使用の休止)

第7条 市長は、工事その他の理由により必要があると認めるときは、急速充電器の使用を休止することができる。この場合においては、当該急速充電器設備設置個所の見やすい個所にその旨を掲示する。

### (損害賠償)

第8条 利用者は、充電設備を破損し、または故障させた場合は、損害を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

充電器の種別	使用時間	休止日
急速充電器 (天竜区)	夏季以外(1月から6月、10月から12月) 午前8時30分から午後5時00分まで (ただし、受付時間は、午前8時30分から 午後4時30分まで)  夏季(7月から9月) 午前8時30分から午後12時00分、 午後3時00分から午後5時00分まで (ただし、受付時間は、午前8時30分から 午後4時30分まで)	閉庁日(土日祝日、 年末年始)